

# 葛飾区契約制度見直し検討委員会報告書

平成 20 年 3 月

## 目 次

1. はじめに	1
2. 見直しの背景	1
3. 見直しの基本的考え方	2
4. 取り組むべき課題	3
5. 平成 20 年度に実施する具体的取り組み	6
6. 平成 20 年度以降も引き続き検討すべき課題	7
7. 検討の経過	9
8. 外部アドバイザーの意見	10
9. 契約制度見直し検討委員会構成員	11
10. 資 料	
(1) 第二作業部会報告書	12
(2) 平成 20 年度入札改革の方向性	16
(3) 契約事務適正化のための仕組み	17
(4) 平成 20 年度の契約方法一覧	18
(5) 検討委員会要領	19

# 1. はじめに

---

国や地方公共団体等が発注する工事をはじめとする公共調達の方法や契約事務に関しては、この数年、入札談合等の様々な問題が発生し、社会的批判が高まっている。

本区においても、平成 19 年 1 月 15 日に報告された、平成 18 年度行政監査結果報告書により、税務事務システムプログラム改修委託契約に関する契約締結請求及び履行確認及び契約代金の支払いなどにおいて不適切な事務処理が行われたことが指摘されたところである。

この問題は、不必要な公金の支出につながるとともに、区民の区政への信頼を損ねてしまうという重大な事態をもたらすものであり、早急な対応策を講じる必要があった。また、同時に、今日の社会状況に合致した入札・契約制度の構築も課題であった。

これらの事柄を踏まえ、本区は、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度を確立するために抜本的な制度の見直しを進めることを決意し、副区長を委員長とする「葛飾区契約制度見直し検討委員会」において、計 7 回にわたり本区の契約制度の現状と課題の分析をはじめ、制度のあるべき方向性や解決策についての議論を重ねてきたところである。

検討に当たっては、区内在住の弁護士及び東京都の入札監視委員会等の委員を務める工学博士の 2 名の学識経験者の意見を聴きながら、入札に係る不正行為の防止をはじめ、競争性・透明性の向上、工事等の品質の確保、履行確認の改善、更には、区内事業者の育成等々、様々な角度から幅広い内容を課題とした。

この度、平成 19 年度に検討をした事項の結果をまとめたので報告する。今後は、この報告書に基づき、更に議論を進め、より優れた入札・契約制度の実現に向けて不断の努力を重ねるとともに、職員のコンプライアンス意識の醸成を図っていくことで、契約事務の適正化を目指すものとする。

## 2. 見直しの背景

---

### (1) 国、都道府県の取り組み

国は、公共調達のうち特に公共工事の入札及び契約の適正化について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成 13 年 4 月に施行されてからは、地方公共団体に対して同法の厳正な運用について要請してお

り、平成 17 年 4 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」や「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に従って、各地方公共団体は公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を実施することが求められている。

また、国、地方公共団体等の職員が談合に関与した、いわゆる官製談合事件が続発していることから、官製談合の防止の徹底を図るために、平成 19 年 3 月、職員による入札等の妨害の罪の創設等を内容とする「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。

一方、都道府県においては、全国知事会により「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」（平成 18 年 12 月 18 日全国知事会公共調達に関するプロジェクトチーム）が取りまとめられ、この指針を踏まえて各団体とも自主的な取り組みを進めている。

## (2) 葛飾区の状況

入札・契約事務のあり方について、これまでも様々な改善や見直しに努めてきた。特に、平成 7 年 4 月に、東京 23 区のトップを切って「制限付一般競争入札」を実施したことをはじめとして、「入札の公開」や「業者指名停止基準の強化」を実施し、平成 14 年 10 月には、「予定価格の事前公表」や「低入札価格調査制度」の導入、「不正行為による契約解除と賠償金規定の新設」を実施し、16 年 4 月に「郵便入札」を導入、17 年 4 月には「電子入札」を導入するなど、見直しや改善に取り組んできたところである。

参考資料：平成 20 年度の契約方法一覧（18 ページ）に、現行の方法について併記

## 3. 見直しの基本的考え方

---

あるべき方向性として、以下の視点を基本原則に据え、契約事務の見直しを推進する。

- (1) 公平性・公正性の担保
- (2) 競争性の拡大
- (3) 透明性の向上
- (4) 品質の確保
- (5) 社会的適合性への配慮

## 4. 取り組むべき課題

---

### (1) 一般競争入札の拡大

公共調達において、さらなる透明性、競争性、公平性を確保するためには、随意契約や指名競争入札での調達から一般競争入札に移行することが求められる。

現在、葛飾区では、1億5千万円以上の工事案件の調達において、一般競争入札を実施している。工事以外の案件については、一般競争入札をほとんど実施していない。

今後は、工事を始め全ての調達において一般競争入札を拡大していくことが望ましい。その際、課題となる点として、①業者決定までの時間の増加、②参加業者の負担の増大、③品質の確保、④区内業者育成策との整合性などがある。このことを踏まえ、区と業者双方の急激な事務上の負担増を避けるとともに品質確保策を講じながら、段階的に一般競争入札の拡大を図っていくこととする。

### (2) 電子入札の拡大

現在、葛飾区の電子調達は、平成17年度に東京都内の52自治体による東京電子自治体共同運営に参加して実施している。以来、対象案件を徐々に拡大し、現在では入札案件の全てと、見積競争による随意契約を対象に、電子上で行っており、その実績は、平成17年度に1件(試行)、18年度に328件、19年度は1,034件(20年1月10日現在)である。

電子入札のメリットは、公募の段階から入札結果まで全てネット上に公開され、透明性、競争性、公平性が非常に高い。また、入札に付随した事務手続きがネット上で完結するので、入札参加者が互いに判明することがなく談合が起き難いと同時に、入札参加者が区役所へ出向く手間も省ける。

デメリットとして、少額での契約が中心の中小零細事業者や個人商店にとっては参入しにくいことが考えられる。

今後は、電子入札のメリット・デメリットを勘案しながら、一定規模の調達においては、全て電子入札で実施していくこととする。

### (3) 苦情処理制度の整備

区が実施する行政処分については、不服申立て制度により救済される手段がある。契約事務に関しては、区と受注者が対等平等な立場で契約締結するものではあるが、区民や事業者にとって様々な問題や疑問が生じた場合には、

遠慮なく問い合わせたり苦情を申し立てたりできる仕組みが必要である。

とりわけ、継続的に契約制度を見直していく過程では、新しい問題や苦情等が発生する可能性もあるため、適切に苦情や要望を受け付けて処理できる仕組みを構築することとする。

#### (4) 契約事務への働きかけ等記録制度の整備

契約課や事業実施主管課の担当者などの区職員が、区の事業を受注したいと考える事業者やその関係者等から、契約事務に関しての要望を受けることがある。その要望の内容は、建設的で参考になるものから所謂口利きの類まで多岐にわたることが考えられる。

当然、公正公平な契約事務を実施していくには、不当な働きかけは排除していかなければならない。また、建設的な意見については出来る限り事務に反映していく必要がある。

そのため、区職員が契約事務を遂行する上で受けた働きかけや要望を適切に記録しなければならないこととする。その記録は、契約事務の見直しの際の参考にするとともに、情報公開請求があった場合には速やかに公開できるものとする。

#### (5) 入札監視等委員会の設置

たとえ一般競争入札を拡大しても、その事務が適切に実施されていなければ意味がない。区が誠実な事務執行に努めることは当然のことであるが、第三者機関の設置をし、内容をチェックすることで契約事務の一層の透明性・公正性を担保することが可能となる。

このことを踏まえ、区の契約事務全般にわたる監視や苦情調整、意見具申などを行うことの出来る第三者機関として、入札監視等委員会を設置する。

#### (6) 総合評価方式による入札の推進

公共工事の調達には、品質を確認できる物品の購入とは異なり、価格のみの競争が行きすぎると、良いものを作ろうとする企業努力を損ない、品質の低下を引き起こす懸念がある。

そのため、平成17年には、公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換が求められるようになった。

このことを踏まえ、区が発注する工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、入札の際に工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する「施工能力審査型総合評価方式」による公共

工事の調達を進めるために、試行を継続していく。

#### (7) 地元業者育成策の検討

区内の事業者は、区民の雇用の受け皿となるだけでなく、地元への社会貢献の分野などで地域活動の一翼を担うことが期待される。また、区内産業の活性化は、区の税収増にもつながる。これまでも、葛飾区は、区内事業者の健全な発展を区政の重要な課題の一つと位置づけ、各種の産業振興施策を展開してきたところである。

このような視点に立てば、区の公共事業調達についても、区内事業者の活用を可能な限り拡大していくことが望ましく、区内事業者を技術力や経営力の優れた競争に勝てる企業に育成していくことが求められる。区内事業者が区の調達事業を積極的に受注できるようになるための検討を進めていく。

#### (8) 外部専門機関の活用

社会経済状況がめまぐるしく動く今日、公共調達においても区職員のみノウハウでは充分に対応できない分野が生じている。急激に変化する物価情勢や日進月歩の技術革新など、高度で専門的な知識・経験が必要な事項については外部委託することでより時代に即した対応が可能となるため、一つの方法として視野に入れる。

#### (9) 適正な委託契約のあり方の検討

官から民への流れの中で、これまで区行政が担ってきた多くの仕事が、民間事業者へ委託業務として発注されるようになってきた。

民間で効果的かつ効率的に実施できると判断されるものは民間に任せるとしても、その内容と経費は慎重に吟味されなければならない。さらに、委託業務が費用対効果の点で成果があったというためには、その成果の検証も適切に行うことが肝要である。

今後、さらに増大することが予想される委託業務契約について、考え方を整理するとともに、委託現場の実態に即した効果的な監督体制と検査方法を検討していくこととする。

#### (10) 情報システム調達に係る契約及び履行確認の方法の改善

情報システム調達に係る契約については、平成18年度行政監査で指摘されたように様々な問題点があり、抜本的な見直しが必要となった。それが、今回の契約制度見直し検討委員会の大きな目的でもある。

複雑・高度なIT技術に対応しながら電子自治体の推進を図るためには、

葛飾区にとって真に必要なIT技術を持つ事業者を適切に選定することが肝要である。そのため、作業部会を設置し、検討を重ねた結果を「葛飾区情報システム調達ガイドライン」としてまとめた。

#### (11) 委託等の監督員・検査員となるべき職員について

現在の契約事務規則では、委託等の監督員や検査員について画一的に定めてあり、現場の実態に即していない部分がある。とりわけ街づくり調査委託のような長期的に経緯を観察しながら成果を判断する必要がある委託については、契約内容を熟知した職員による監督・指導が欠かせない。一方、検査員については、主に第三者的な立場にある職員が業務の完了や成果内容の検査を実施することができるよう、契約事務規則の改正を行うことが望ましい。

街づくり関連業務委託についての監督・検査体制の見直しについても、作業部会を設けて検討した。その結果を別掲として載せる。

#### (12) 契約課の役割の明確化

契約課は、区の契約事務が適切円滑に実施できるよう、各課に対して十分な支援を行なう。事務担当者に対する説明会を充実させ、契約事務研修も各職場の条件や担当者のレベルに適合した内容のものを複数回実施することを目指す。さらには、日頃の質問や疑問への回答、問題発生時の臨機応変な応援のみならず、随時各課に契約課職員が直接出向き、助言を行い相談に応じるなど機動的な支援体制を取る。

また、契約相手となる事業者に対しては、区の実情や契約制度などについて懇切丁寧に説明する。とりわけ、電子入札の伸展により、中小零細企業や個人商店、高齢の事業者などは参入しにくくなることが予想されるため、親身でわかりやすい説明をし、広く入札参加を促進していく。また、不適切な履行や違法行為を行なった事業者には定められた手続きによる対処をし、常に公平公正な事務執行に努めていく。

参考資料：第二作業部会報告（12 ページ）

## 5. 平成 20 年度に実施する具体的取り組み

---

### (1) 実施・試行する取り組み

#### ① 一般競争入札の拡大（試行）

- ・ 工事案件は、4千万円以上について一般競争入札とする。（従来は1億



5千万円以上)

- ・ 物品の買入れ案件は、5百万円以上について一般競争入札とする。

② 総合評価方式による入札（試行）

- ・ 一般競争入札の対象となる土木工事案件及び建築工事案件の中から抽出試行

③ 電子入札の拡大（実施）

- ・ 30万円以上の物品購入契約及び委託契約、20万円以上の印刷契約については原則として電子入札を実施する。（現行は、物品購入契約80万円以上、委託契約50万円以上、印刷契約130万円以上を電子入札としており、それに満たないものを少額による随意契約としていた。）

(2) 新しい仕組みの構築

- ① 苦情処理制度
- ② 契約事務への働きかけ記録制度
- ③ 入札監視等委員会の設置
- ④ 情報システム調達ガイドラインに基づくシステム調達
- ⑤ 契約事務規則の整備

参考資料：平成20年度入札改革の方向性（16ページ）

契約事務適正化のための仕組み（17ページ）

平成20年度の契約方法一覧（18ページ）

## 6. 平成20年度以降も引き続き検討すべき課題

---

(1) 更なる一般競争入札の拡大の検討

公共調達原則として一般競争入札によることが地方自治法に規定されていることを踏まえ、更に一般競争入札を拡大していく必要がある。そのために4千万円以上に拡大した試行結果を検証するとともに、課題の整理を行う。

(2) 総合評価方式による入札の推進

試行結果を検証しながら、適用案件の拡大やより効果的で適切な方法を検討していく。

(3) 地元業者育成策の検討

地域経済発展のためには、地元事業者を競争力のある堅実な企業を育てる

ことが求められ、そのための方策を検討していく必要がある。

当面は、総合評価方式による入札の際の評価項目に、地域貢献や社会貢献に関する事項を加えることで対応する。どのような項目をどのように評価していくのか、慎重な検討を重ねる必要がある。

#### (4) 外部専門機関の活用

公共調達に関する事務のうち、高度かつ専門的な分野で、外部に委託することでより公平で公正な結果に繋がる事項を検討し、試行に向けて準備を進める。具体的には、社会経済状況に即した適正な予定価格の積算などを想定している。

#### (5) 委託契約のあり方の検討

増大する複雑な委託契約について課題を整理するとともに、適正な契約内容及び経費となるよう基本的な考え方をまとめる。さらに、成果の検査体制についても検討を進める。

#### (6) 品質確保のための監督・検査体制強化の検討

品質の確保のためには、適切な監督・検査が欠かせない。また、総合評価方式による入札を推進するためには、評価点となる実績評価が適正・公正になされていることが大前提となる。

客観的で厳正な監督・検査のために、現行組織の見直しや事務マニュアルの再構築も念頭に置きながら検討を行う。

#### (7) 契約変更への的確な対応策の検討

契約内容の履行途上で、想定外の事態が発生して対応を取らなければならないとき、契約変更による対処を選ばざるを得ない場合がある。しかしながら、契約変更を行なうことは、入札時の契約条件が後日変わってしまうということであり、変更内容によっては入札の際にもっと有利な条件を示した者があつたかも知れず、区にとって不利益となるおそれがある。

とは言え、対等平等の立場で契約している以上、区が一方的に事業者に負担を負わせることは出来ず、また、区に有利な結果をもたらす変更もありえるため、適切な契約変更はやむを得ない。

そのため、契約変更の内容や可否については、現場の意見だけでなく客観的な見解も加えた上で総合的に判断する必要がある、どのような場合にどんな対応をしていくのか、手続きや意思決定の方法などをどう整備するか、法的見地も踏まえながら検討していく。

## 7. 検討の経過

---

### ○検討の経過

平成 19 年

- 5 月 21 日 検討課題の確認、作業部会の設置、日程の確認
- 6 月 20 日 本区の現状の分析、契約制度のあるべき方向性・解決策の検討
- 7 月 23 日 アドバイザーからの意見聴取、作業部会中間報告
- 9 月 13 日 平成 20 年度の見直し方針の策定
- 10 月 25 日 報告書骨子の作成、平成 20 年度に実施する事業・20 年度以降の検討項目の確認
- 11 月 14 日 アドバイザーからの意見聴取、作業部会中間報告

平成 20 年

- 1 月 25 日 報告書のまとめ
- 2 月 15 日 庁議報告

### ○区議会（総務委員会）での報告

平成 19 年

- 6 月 19 日 検討開始についての報告
- 9 月 28 日 検討状況の中間報告
- 12 月 6 日 報告書（案）の報告

平成 20 年

- 3 月 第一回定例会で、報告書を配付

## 8. 外部アドバイザーの意見

課題	弁護士	工学博士
一般競争入札の拡大	競争原理に委ねれば、全て適切な契約ができるとは限らないが、旧来のやり方が良いということは絶対に無い。サービス・内容と価格、公共の利益のバランスが取れた契約方式であることが理想である。その理想に制度をできるだけ近づけるための方策として、入札監視委員会を設置することは必要であり、また、総合評価方式を導入し、試行錯誤して熟させていくことも大切である。その際、地域貢献度を評価項目に盛り込んでいく必要はある。ルール作りは難しいだろうが、葛飾区なりの方策を見出すべきである。良いサービスを安く提供してくれれば、どこの業者でも構わないという考え方がある反面、地域社会が経済的な面でバランスよく成長していくことも重要。いくら経費を節減しても、商店街が寂れるなど、地域経済が衰退してしまっても良いわけが無い。	全国的に、大勢は予定価格1千万円以上の案件で実施しており、250万円以上としているところもある。ボーダーを高く設定するならば、その理由（事務量の増加・地元業者への配慮等）をしっかりと考える必要がある。
苦情処理制度の整備	また、契約書の内容面をより適切にしていく必要がある。他の団体の例では、リスク負担の決め事が無かったり、特別事態が発生したときに契約書で解決ができないものが多いので、検討していく必要がある。	制度は必要だと思う。しかし、苦情の中には裁判になってしまうケースがあるので、トラブルを未然に防ぐことができるようなシステムとすることも必要である。
入札監視委員会の設置	また、契約書の内容面をより適切にしていく必要がある。他の団体の例では、リスク負担の決め事が無かったり、特別事態が発生したときに契約書で解決ができないものが多いので、検討していく必要がある。	説明責任を果たす上で、それなりに機能するはず。ただ、個々の案件の評価だけではなく、制度全般に対する意見を言える場とすべきである。
口利き行為防止策の検討	また、契約書の内容面をより適切にしていく必要がある。他の団体の例では、リスク負担の決め事が無かったり、特別事態が発生したときに契約書で解決ができないものが多いので、検討していく必要がある。	公表することは良い。何事も内々で処理をしないことが重要である。常に外からの目を意識すべき。
総合評価方式による入札制度の試行継続	また、契約書の内容面をより適切にしていく必要がある。他の団体の例では、リスク負担の決め事が無かったり、特別事態が発生したときに契約書で解決ができないものが多いので、検討していく必要がある。	必要である。だが、いろいろな方法があり、それぞれ一長一短がある。入札監視委員会で検討すると良い。
地元業者育成策の検討	また、契約書の内容面をより適切にしていく必要がある。他の団体の例では、リスク負担の決め事が無かったり、特別事態が発生したときに契約書で解決ができないものが多いので、検討していく必要がある。	できるだけオープンな入札制度であることが理想であるから、総合評価で地域活動や地域特性を評価に入れるなら、恣意性を排除するために評価項目や評価結果の公表をすべき。
外部専門機関（中立的第三者機関）の活用	また、契約書の内容面をより適切にしていく必要がある。他の団体の例では、リスク負担の決め事が無かったり、特別事態が発生したときに契約書で解決ができないものが多いので、検討していく必要がある。	内部に人材がいなければ、外に出す必要がある。結果としてコストダウンにつながることもあるので、費用をかけるだけの効果があるはず。

課題	弁護士	工学博士
情報システム 調達に係る契 約及び履行確 認の方法の改 善	これまではパッケージを導入して運用することが多かったが、トラブルを未然に防ぐために、著作権や瑕疵担保責任等、契約書に盛り込むべき事項やその書き方について整理しておくことも大事なことがある。	プロポーザル方式は、評価基準や評価結果等を公表し、選定経過を透明にしていく必要がある。システム改修や保守は、開発業者と随意契約を繰り返すのが通例であるが、これからを考えた場合、すべては無理だが、プログラムをオープンにできる部分があれば仕様書に出していく方向を検討してはどうか。特許や著作権の問題も仕様書で整理すれば解決できるのではないかと。

## 9. 契約制度見直し検討委員会構成員

委員長	副区長	八木原利勝
副委員長	総務部長	高橋計次郎
委員	政策経営部長	柏崎 裕紀
	都市整備部長	久野 清福
	政策経営部企画課長	濱中 輝
	総務部総務課長	坂田 祐次
	総務部契約課長	駒井 亜子
	副収入役	高橋 常雄
	第一作業部会長	政策経営部 I T 推進課長
第二作業部会長	都市整備部街づくり調整課長	桶谷 満
アドバイザー	弁護士	西村 孝一
	工学博士	轟 朝幸

## 第二作業部会 最終報告

### 1 下命事項

- ・委託等の監督員となるべき職員について
- ・委託等の検査員となるべき職員について
- ・その他関連する事項について

### 2 検討結果

#### (1) 委託等の監督員となるべき職員について

##### ア 問題点

契約事務規則第55条の「別表第2」上段の「工事、製造又は修繕の請負契約及び委託契約の履行に関する監督」は、「工事、製造又は修繕を担当する土木技術、造園技術、建築技術、機械技術若しくは電気技術の職員又はこれらの職員に準ずる非常勤職員」が監督員となる職員とされ、設計書や仕様書を作成し内容を熟知した職員が監督員となって、指導・監督を行っている。

これに対して、「別表第2」下段の「製造又は修繕の請負契約及び委託契約履行に関する監督」は、「葛飾区会計事務規則第2条第5号に規定する課の庶務を担当する係長又は担当係長」が監督員となる職員とされ、必ずしも契約内容を熟知しない庶務担当係長が監督員となっている。

##### イ 改善策

契約内容を熟知した職員が、委託等の「監督員」として契約相手方の監督・指導を行えるよう、契約事務規則第55条の「別表第2」下段の内容を改正する。

#### (2) 委託等の検査員となるべき職員について

##### ア 問題点

葛飾区契約事務規則第59条第2項において、委託、単価契約等については、「当該契約の締結を請求した課長又は所長が、その所属職員をして検査をさせることができる」とされ、技術職種の職員が配置されていない課については、(監督員を庶務担当係長が行っていることから)実際に契約相手方を指導している担当職員を検査員として指定し、検査を行っている。

一方、都市整備部の主な課及び教育委員会事務局施設課では、技術職種の職員が配置されていることから、「当該契約の締結を請求した課長

又は所長が、その所属職員をして検査をさせることができる」の運用として、工事施行規程第25条に該当する「設計等の委託」については、「庶務担当係長又は課長が指定する係長をして検査をさせるものとする」と規定又は解釈し、主に第三者的立場にある庶務担当係長が検査員となり、監督員とは異なった視点から検査を行っている。

イ 改善策

工事施行規程第25条に該当する「設計等の委託」以外の委託においても、主に第三者的立場にある庶務担当係長が、「検査員」として委託等の成果内容について検査を行えるよう、契約事務規則第59条第2項の内容を改正する。

(3) その他関連する事項について

ア 問題点

委託及び修繕については、契約事務規則第55条の「別表第2」の上段及び下段の両方に記載があり、どちらの規定を適用すべきかが必ずしも判然としておらず、運用に混乱を生じることもある。

また、葛飾区契約事務規則と工事施行規程との間に監督員及び検査員になるべき職員についての相違があり、(1)、(2)のような問題が生じていることから、当該委託が工事施行規程の対象か否かによって委託の運用(監督・検査体制)が異なっている。

イ 改善策

(1)、(2)の解決策による契約事務規則の改正により解決が見込まれる。

＜ 参 考 ＞

【監督関係】

1、葛飾区契約事務規則第55条第1項

第55条 工事、製造又は修繕の請負契約及び委託契約の履行に関する監督は、別表第2に定める職員及び政令第167条の15第4項の規定に基づき監督を委託された者（以下これらの者を「監督員」という。）が、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行なわなければならない。

別表第2（第55条関係）

監督員となる職員	担任区分
工事、製造又は修繕を担当する土木技術、造園技術、建築技術、機械技術若しくは電気技術の職員又はこれらの職員に準ずる非常勤職員	工事、製造又は修繕の請負契約及び委託契約の履行に関する監督
課又は所（学校及び幼稚園を除く。）の庶務を担当する係長又は担当係長 総務部営繕課施設維持係長 地域振興部地域振興課地区センター長 区民事務所長 （以下、省略）	製造又は修繕の請負契約及び委託契約の履行に関する監督

【検査関係】

2、葛飾区契約事務規則第59条第2項（昭和39年3月葛飾区規則第7号）

区長が別に指定するものについて契約するときは、第57条第1項の規定にかかわらず、当該契約の締結を請求した課長又は所長が、その所属職員をして検査をさせることができる。

3、葛飾区契約事務規則第59条第2項に基づく区長の指定事項について（昭和58年3月31日付57葛総経発第75号）

葛飾区契約事務規則第59条第2項に基づく区長の指定事項について（昭和46年6月23日付46葛総財発第243号）の全部を改正し、課長又は所長がその所属職員をして検査をさせる範囲を下記のとおり定めたのでお知らせします。



なお本件の事務手続きについては、昭和58年4月1日から実施します。

1 指定事項

(1)～(8) (省略)

(9) 委託

(10)～(17) (省略)

2 (以下省略)

【工事施行規程関係】

4、工事施行規程第25条・第26条

第25条 調査、測量、計画、設計、監理その他工事に関連する業務であって当該工事から分離して処理できるものの委託(以下「設計等の委託」という。)は、別に部長が定める委託基準に基づき行うものとする。

2 前項の委託基準は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

(1) 委託の留意事項

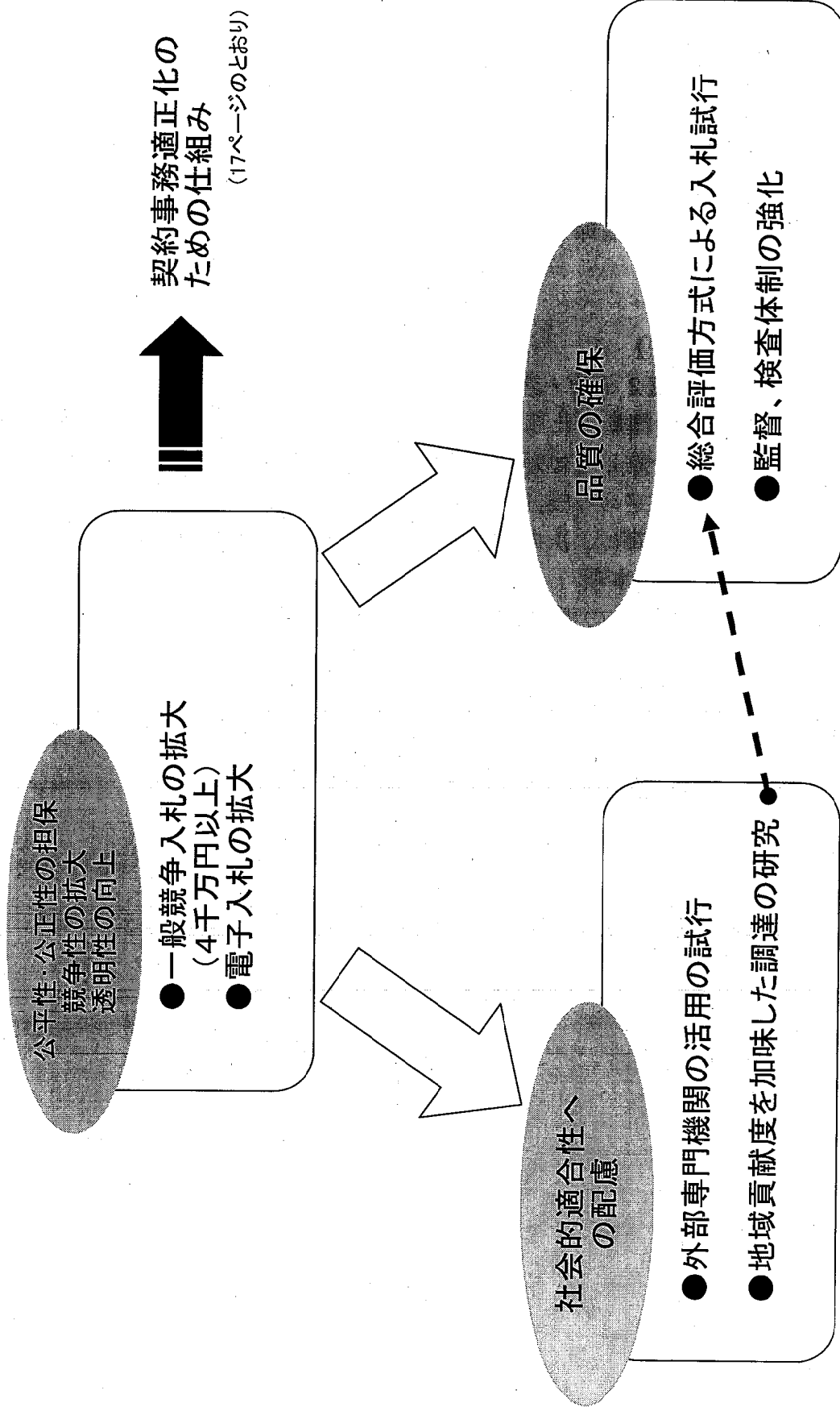
(2) 委託する業務の種別及び内容

(3) 積算に関する基準

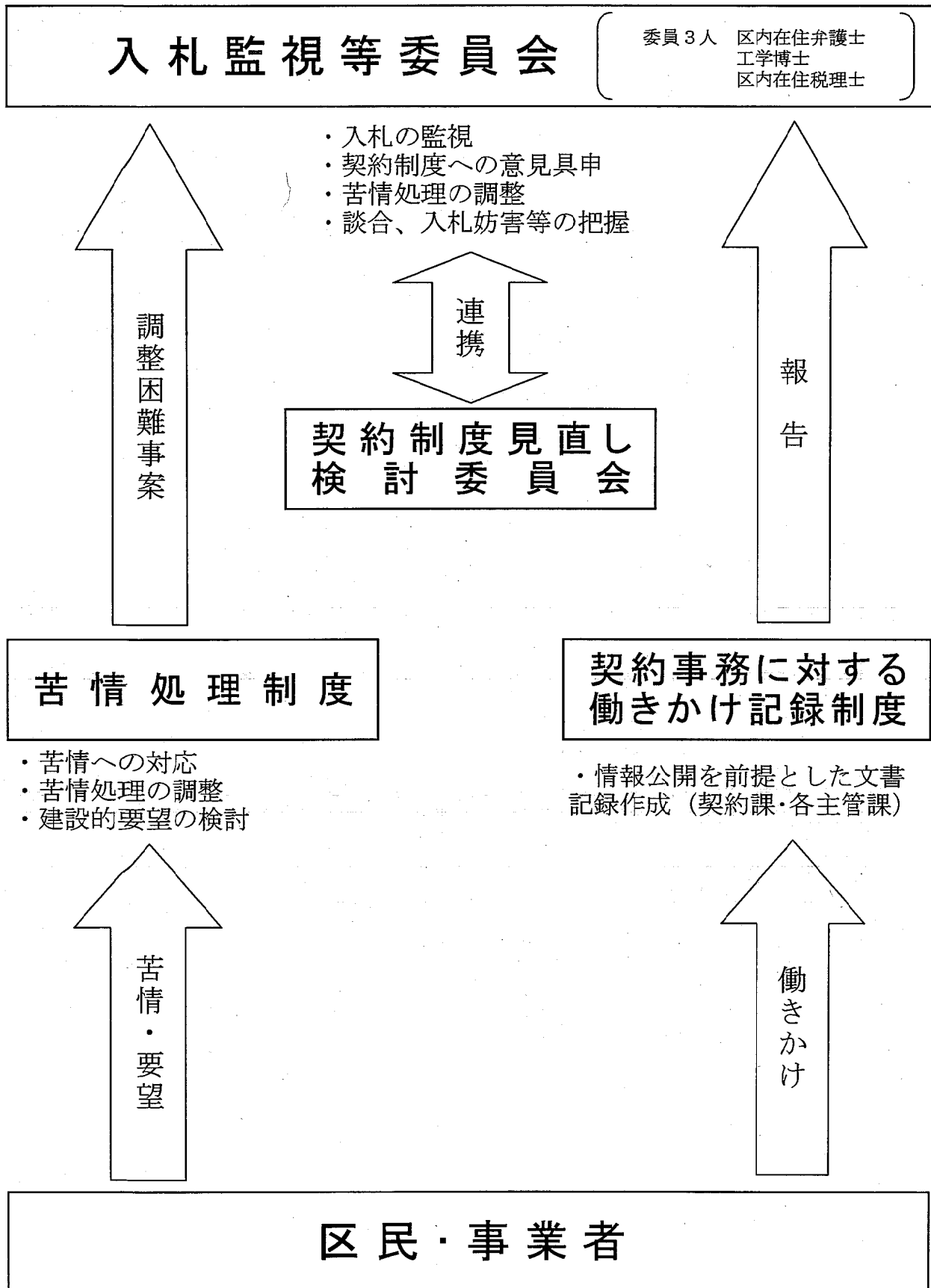
(4) その他必要な事項

第26条 前条に定めるものを除くほか、設計等の委託については、第7条から第24条までの規定を準用する。

# 平成20年度入札改革の方向性



# 契約事務適正化のための仕組み



# 平成20年度の契約方法一覧

	土木工事	建築工事	物品	委託	印刷
総合評価競争入札	一般競争入札案件の中から抽出試行(要綱上は2千5百万円以上) 現行 1億5千万円以上 試行(要綱上は2千5百万円以上)	一般競争入札案件の中から抽出試行(要綱上は2千5百万円以上) 現行 なし	/	/	/
一般競争入札	4千万円以上 現行 1億5千万円以上	4千万円以上 現行 1億5千万円以上	5百万円以上 現行 ITパソコン購入、図書館CD・DVD購入(制限なし)	総合庁舎総合管理委託 現行 同上	/
公募型指名競争入札	1千万円以上 現行 同上	1千万円以上 現行 同上	特殊な物品の購入 現行 ペットボトルの売却、複写機等の借上げ、特殊な物品購入等	資源回収業務、機械警備業務 現行 学校給食調理業務、図書館窓口業務、資源回収業務、機械警備業務等	/
指名競争入札	130万円～1千万円未満 現行 同上	130万円～1千万円未満 現行 同上	30万円以上 現行 80万円以上	30万円以上 現行 50万円以上	20万円以上 現行 130万円以上
随意契約(見積競争など)	130万円未満 現行 同上	130万円未満 現行 同上	30万円未満 現行 80万円未満	30万円未満 現行 50万円未満	20万円未満 現行 130万円未満

※本表以外の契約においても、随意契約にすることができるとしている場合の予定価格の額を引き下げることとする。  
 賃借 30万円未満(現行40万円)  
 運送・保管等役務の提供 30万円未満(現行50万円)

# 葛飾区契約制度見直し検討委員会設置要領

平成 19 年 1 月 4 日

18 葛総契第 198 号助役決裁

## (設置)

第 1 条 本区の契約制度に関して、より透明性の高い公正で自由な競争を促進するため、そのあり方について審議をする機関として、葛飾区契約制度見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) プロポーザル方式による業者選定のあり方に関する事。
- (2) 契約の履行確認のあり方に関する事。
- (3) 支払事務のあり方に関する事。
- (4) その他契約制度に関する事。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副区長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、あらかじめ委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次の職にある者をもって充てる。

政策経営部長、総務部長、都市整備部長、政策経営部企画課長、総務部総務課長、総務部契約課長、副収入役

## (招集等)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料等の提出を求めることができる。

## (作業部会)

第 5 条 委員会に個別事項を検討するため次の作業部会を置く。

- (1) 第一作業部会
- (2) 第二作業部会

## (作業部会構成員等)

第 6 条 各作業部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

- 2 部会長及び部会委員、並びに検討事項は、別表のとおりとする。
- 3 部会長は、作業部会の進行等を行う。

4 作業部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、必要があると認めたときは、部会委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会委員以外の者から資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則 (平成19年1月4日18葛総契第198号)

この要領は、平成19年1月4日から施行する。

付 則 (平成19年5月15日19葛総契第16号)

この要領は、平成19年5月15日から施行する。

付 則 (平成19年8月27日19葛総契第93号)

この要領は、平成19年8月27日から施行する。

別表

(1) 第一作業部会

部会長	I T 推進課長
部会委員	企画課長
	財政課長
	税務課長
	国保年金課長
	障害福祉課長
	企画課企画担当係長
	財政課財政担当係長
	I T 推進課 I T 調整係長
	I T 推進課 I T 担当係長
	収入役室会計管理係長
契約課契約係長	
検討事項	情報システム調達に係る契約及び履行確認の方法等に関すること

(2) 第二作業部会

部会長	街づくり調整課長
部会委員	営繕課長
	街づくり推進課長
	道路管理課長
	道路維持課長
	施設課長
	営繕課技術管理係長
	街づくり推進課企画係長
	街づくり調整課技術管理係長
	道路管理課測量係長
	道路維持課工務係長
	施設課改修係長
契約課契約係長	
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託等の監督員となるべき職員について</li> <li>・委託等の検査員となるべき職員について</li> <li>・その他関連する事項について</li> </ul>